

## 大阪モノレール事業蛍池地区協議会要綱

第1条 大阪モノレール事業の実施に伴い、都市計画審議会における附帯条件等のうち、蛍池地域に係わる問題について協議し、履行するため「大阪モノレール事業蛍池地区協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

第2条 協議会の処理事項は次のとおりとする。

- (1) 環境影響調査報告書の検討結果の報告について検討すること。
- (2) 社会環境等の影響評価の調査、協議に関すること。
- (3) 地域総合整備の調査、協議に関すること。
- (4) 代替地等に関すること。
- (5) その他。

第3条 協議会は次の者（以下「委員」という。）で構成する。

- (1) 地元を代表する者

|   |                          |      |
|---|--------------------------|------|
| ア | モノレール対策協議会の代表            | 7人以内 |
| イ | ルシオーレ管理組合の代表             | 1人以内 |
| ウ | モノレール路線に関連する蛍池地域の商店会等の代表 | 5人以内 |
- (2) 豊中市議会を代表する者 5人以内
- (3) 大阪府の職員 4人以内
- (4) 豊中市の職員 5人以内

第4条 協議会は必要に応じて地元関係者の意見を聞くことができる。

第5条 協議会に座長を置く。

- 2 座長は委員の互選によって定める。
- 3 座長に事故がある時は、予め座長が定めた委員（以下「座長代行」という。）がその職務を代理する。

第6条 協議会に、協議会の円滑な運営を図るため幹事会を置く。

- 2 幹事は地元を代表する者2人、豊中市議会を代表する者1人、大阪府の職員1人、豊中市の職員1人、とする。
- 3 幹事会の運営については第7条の規定を準用する。

- 第7条 協議会は座長が招集し、座長が議長となる。
- 2 協議会は委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 第8条 協議会は必要に応じて分科会を置くことができる。
- 2 分科会の運営については第5条及び第7条の規定を準用する。
- 第9条 協議会の事務局を市に置き、都市基盤部交通政策課において処理する。
- 第10条 この要綱に定めのない事項、その他この要綱の実施について、必要な事項は協議会において定める。

## 附 則

この要綱は、昭和62年1月12日から施行する。

昭和62年7月4日一部改正

昭和63年5月10日一部改正

平成6年9月16日一部改正

平成15年4月1日一部改正

平成20年4月1日一部改正

平成23年4月1日一部改正

平成27年4月1日一部改正

平成30年5月25日一部改正